

東京都公文書館所蔵史料

解読チャレンジ講座

第一回 生類憐み政策と都市江戸

東京都公文書館

第一回 生類憐み政策と都市江戸 目次

史料解説	2
史料一 蛇遣い生類見世物禁止令 （『撰要永久録』）	2
史料の解説と読み下し例	3
史料二 「趣味の釣り」禁止令 （上野東照宮旧蔵「町触」）	4
史料の解説と読み下し例	5
史料解説	6
時代の中で史料を読む	8

【史料一】

蛇遣い等生類見世物禁止令

(元禄四年十月)

『撰要永久録 御触事卷之八』

見

一 江戸中々素貴魚いとほつひり有る事合日御来
魚いふ段きとと大物荒ふ事生れ難きと候付人せ果
しうて後主用とらうて出取とる。めふ他は差相有る
有とらうて意交由事とらる魚きう。江御後より及はる御来
候。

未
十月廿四日

右江戸中々素貴魚連判

史料の解読と読み下し例

【史料一】（出典）撰要永久録 御触事巻之八

（解読文）

覚

一頃日町中ニ而葉売へひをつかひ候者有之、牢舎被仰付候、「へひ不限たとへ犬猫鼠等ニ至迄、生類ニ芸を仕付見世物等ニ」いたし候儀無用たるへし、生類くるしめ不届ニ候、若相背者」有之候ハ、急度曲事たるへきよし被仰渡候間、此旨堅相守へし

未十月廿四日

右同日御触町中連判

（読み下し文）

覚え

一頃日、町中にて葉売りへびをつかい候者これ有り、牢舎仰せ付けられ候。へび（に）限らず、たとえば犬・猫・

鼠等に至るまで、生類に芸を仕付け、見世物等にいたし候儀、無用たるべし。生類くるしめ不届きに候。もし相背く者これ有り候はば、きつと曲事たるべきよし仰せ渡され候間、此の旨堅く相守るべし。

未十月二十四日

右同日御触、町中連判。

（語句解説）

・頃日↓「けいじつ」または「きょうじつ」と読み、このごろ、ちかごろの意味。

・へひ(蛇)↓ここでの「へ」の字は、「遍」を字源としたくずしになっています。現在使われているひらがなは明治三十三年（一九〇〇）小学校令施行規則で採用されたものです。それ以外の字源を用いたり、くずし方が異なっているかなを変体がなといいますが、近世の古文書にはしばしばあらわれ、慣れるまでは読解に苦労することもあるでしょう。くずし字辞典等での確認をお勧めします。

【史料二】

「趣味の釣り」禁止令（元禄六年八月）

（上野東照宮旧蔵）『町触』元禄六癸酉年八月ヨリ十二月マテ

一 西八月十九日奉東屋市町及口喜屋敷江後等頃目物船
多出此家業渡江渡人等勝手勝手釣致し者何處出りて
捕り取らば江後等頃目物止し仕付前より生類を憐れ
江後等頃目物い様おん口の中今以後等々心も憐
れ候と江後等頃目物止し仕付前より生類を憐れ
江後等頃目物止し仕付前より生類を憐れ

西八月十九日

【史料二】（出典）（上野東照宮旧蔵）『町触』

（解読文）

一酉八月十九日奈良屋市右衛門殿江被招呼被仰渡候者、頃日釣船」多出候。家業ニ致候漁人者格別、慰ニ釣致シ候者向後出候ハ、御」捕可被成旨被仰付候間、堅停止ニ可仕候。前々より生類を憐候様」被為仰付候処、頃日ハ誠相見江申候。自今以後実之心を以憐」候様与被仰出候間、町中江此趣急度可申聞旨被仰渡候。就夫」名主判形致申候。

酉八月十九日

（読み下し文）

一酉（元禄六年）八月十九日、奈良屋市右衛門殿へ召し呼ばれ仰せ渡され候は、頃日釣り船多く出候。家業に致し候漁人は格別、慰みに釣り致し候者向後出候はば御捕り成らるべき旨仰せ付けられ候間、堅く停止に仕るべく候。前々より生類を憐れみ候様仰せ付けさせら

れ候ところ、頃日は誠相見え申し候。自今以後、実之心を以って憐れみ候様と仰せ出だされ候間、町中へ此の趣きつと申し聞くべき旨仰せ渡され候。それにつき名主印形致し申し候。

酉八月十九日

（語句解説）

・奈良屋市右衛門↓江戸三町年寄の一人。奈良屋の他、樽家、喜多村家が務めていました。

・江、者、与↓助詞として使う、「へえ」（現在は「へ」と表記）、「へは」、「へと」がそれぞれ「江」「者」「与」と書かれています。史料集等では、それぞれの漢字を少し小さめにして右寄せにしたり、あるいはひらがなに直してしまったりと、それぞれ統一的な方針で活字化しています。

・「より」と読みます。二つの文字を合わせて一文字になっているもので、近世文書にはよく出てくる文字です。そのままの形を筆写してもけっこうです。

史料解説

江戸の町触

今回テキストとして使用したのは、東京都公文書館が所蔵している二種類の町触集です。

一般に江戸町方に出された法令を町触と呼んでいますまちぶれが、発令した幕府側・町奉行側には町触を網羅した法令集のようなものはついに作成されませんでした。また、通常町触は町奉行↓町年寄↓町名主レベルという経路で伝達されていたことから、町年寄の下には網羅的な記録が累積したものと考えられますが、残念ながら町年寄家の文書は東京には残っていません。つまり、江戸の町触を通覧する史料は存在していないのです。

しかし、江戸町方に出された法令は都市江戸を研究する際最も基本的な史料となります。このため、町方住民に直接町触を伝達する立場にあった町名主等によって、記録類を寄せ集めたり、抜粋して分類したりといった努力が続けられていました。

ここに取り上げた「撰要永久録」及び「(上野東照宮旧蔵)町触」は、いずれもそうした営みの成果であり、今日の江戸町触の全体像を探っていく上で欠かすことのできない貴重な文書群です。

撰要永久録

南伝馬町名主で、御伝馬役として幕府御用に関わる人馬の調達業務にも当たった高野家の所蔵史料から、重要な内容のものを集めたダイジェスト版です。高野家十代直孝により進められ、その子十一代直寛の代に完成された、貴重な歴史的・文化的事業の成果といえるでしょう。

編さんを始めた直孝によれば、文化年間のある日のこと、彼はある書物の中に高野家の古事が記されているのを発見します。ところが自分の家のことでありながら、聞いたことも伝えられたこともない内容だったのです。そこで直孝は家に保管されていた「明暦くだん以来の記録数千冊」を文庫で繰り返し見直した結果、件の書物の記述が裏付けられました。しかし、史料全体では大部に及ぶた

め検索がこの上なく不便でした。こうして膨大な史料群を整理し、重要な記録を選別・集成する事業が開始されました。

右のような事情で編集されたのが撰要永久録で、現存しているのは次のとおりです。

○御触事 江戸町方に出された町触・御触・申渡等を編年体集成した記録（七十九巻）。収録されている年代の範囲は正保五年（一六四八）から文久二年（一八六四）の二一七年间にわたり、現存する町触集の中では最長のものです。

○御用留 御伝馬御用に関わる記録（二十六巻・付録一冊）。

○公用留 町政一般に関わる記録（五十九巻・付録一冊）。

（上野東照宮旧蔵）町触

正保五年（一六四八）から宝暦十四年（一七六四）に至る触書を収録する全六十五冊の史料群。

撰要永久録がその成立事情から、基本的な触書を選択

的に収載していたのに対して、この「町触」には他に見られない詳細な記事が多く収められています。たとえば冬の風の強い日には、一日のうちに何度も繰り返し「火の用心」の触れが伝えられましたが、それらを丹念に拾っていたり、また幕府が行う普請の際の入札触が逐一書き留められていたりします。

これらは撰要永久録のようなちに編集した町触集であれば、実用性という点から判断して収録しないはずす。そうした記録が収録されているところからみると、この「町触」は触れ出されたさまざまなレベルの内容を取捨選択せずそのまま書き留めたものとして当時の状況を色濃く残している史料といえます。

この史料は一九九四年に刊行を開始した『江戸町触集成』に採録されるまで、ほとんど利用されていませんでしたが、今後の利用によって新たな発見が期待できる史料群ということができるとでしょう。

く時代の中で史料を読むく

生類憐み政策と都市江戸

生類憐み政策の時代

五代將軍綱吉（一六四六～一七〇九）といえは犬公方とも呼ばれ、すぐさま生類憐み令を想起される方も少ないでしょう。江戸期に発令された諸政策、法令の中で最もよく知られているものかもしれません。

貞享二年（一六八五）七月、將軍御成りの節、犬や猫を出していてもかまわない、犬猫を繋ぐことは無用とすべし、と令されたのを端緒に、綱吉死去直後の宝永六年（一七〇九）一月に廃止されるまで「生類憐み」という政策基調が機能し続けました。

この一連の法令が出された動機については、これまで根拠不明な次のような説明が半ば通説のようにされてきました。

それは、天和三年（一六八三）に世子を亡くしてから綱吉が嗣子に恵まれないのは、前世で殺生をした報いで

あり、戌年生まれの綱吉は特に犬を大切にしようという大僧正隆光の進言を容れたというものです。こうした説の影響もあってか、従来生類憐み令については犬愛護令がとりわけ強調され、又、その評価についても綱吉個人の性格に起因する専制的な悪法といった、やや一面的な評価が下されてきました。

しかし近年の研究では、生類憐み令という単発の法令が出されたわけではないことから、一連の施策を「生類憐み政策」として捉え、前後の政策との連続性や、綱吉政権の他の施策との関連にも留意して、改めて政策の意義を問い直そうとする動きが進んでいます。

実際、江戸町触から「生類」の中身を検証すると、捨て子禁止や行き倒れ人保護といった弱者対策も含まれていますし、他方、犬・馬等を中心としながら、猿・鳥類・亀・蛇、きりぎりす・松虫から、いもりに至るまで、実に多様な内容を含んでいることが明らかになります。

今回の史料解読講座では、江戸市中に発令された町触の中から、生類憐み政策の内容を伝える二点を選びまし

た。政策の歴史的意義については後に掲げた参考文献に当たって頂くこととして、ここでは町触を通じて、その背景となった都市江戸の具体的な様相に目を向けていきましょう。

動物見せ物と蛇遣い

【史料1】は、葉売りが人集めのために行う芸能について、蛇遣いを行っていた者がおり、「牢舎」を申しつけられたことを示し、蛇遣いのほか、犬猫鼠に至るまですべて生類に芸をしつけて見世物にすることを禁止しています。この発令から、生類憐み政策下の江戸で未だ動物を使った見世物が盛んに行われ、人々の耳目を集めていた実態を逆に語っているともできるでしょう。

寛永九年（一六三二）刊の『尤の草紙』もつものそうし中「うるさき物のしなじな」の項で、酔狂な人、腐ったものの匂い、古い魚の売れ残り、性格のねじけた人等とともに「へびつかひ」が挙げられており、近世初期においてすでに蛇遣いという芸能が存在したことがわかります。もつともこ

れは京都のことかと思われませんが、江戸でも延宝七年（一六七七）刊行の版本、俳諧集『富士石』ふじいしに、「霜寒し渡世の枯野蛇遣ひ」とあります。寒中は蛇の活動が低下するため、蛇遣いたちも「渡世の枯野」に入らざるを得なかったというでしょう。さらに『天和笑委集』てんなしやういしゅうには次のように呼び込みの口上が記録されています。

厭ようるさや、てんと気の毒、見る目もうるさし差合ひ知らぬ蛇女、こはし危うし恐ろしき見世物、やれ安き物、僅か六文、しかも宿土産とて油一貝剣の曲、かれこれ都合十五軒。

江戸堺町の様子を活写したこの記述から、怖いもの見たさの観客を引き込み、葉の販売にも繋げようという呼び込みの口上と、町の喧騒けんそうが伝わってくるようです。

さてそれでは江戸期の蛇遣いとはそもそもどのような芸だったのでしょうか。朝倉夢声『見世物研究』によれば、「蛇遣いの多くは女子で、箆に大小の蛇十数足を入れ、それを掴出つかみだしては、首や両手に巻付かせて見せたのである」と記されています。

江戸の見世物について詳述している随筆記録『嬉遊笑覧』^{きゆうしょうらん}は、蛇遣いが蛇を使いこなす秘訣まで解説しています。

蛇遣いの蛇ははじめに捕へたる時、木綿きれにてとらへ、逆しまにしごけば、鱗の縁にいと細かなる刺^{とげ}あるが、皆木綿に着きて落ちる。又口をあけて木綿ぎれを含ませて、堅くつめて引出せば、細なる齒残りなくとれて、蛇は力なくよわるをつかへば自由になるなり。

こうした蛇遣い芸は十七世紀後半の江戸で多くの観客を集めており、生類憐み政策の展開の中でもしぶとく生き延びていたのでしょう。それに止めを刺したのが【史料一】に掲げた元禄四年十月令でした。

ところでこの町触は蛇遣いを標的としたほか、「犬・猫・鼠」に至るまで動物に芸をしつけて見世物とすることを禁止しています。実は、江戸には動物を調教して芸を覚えさせ、これを香具師等に売りつける商人がいました。下に掲げた貞享四年（一六八七）版『江戸鹿子』^{えどかのこ}は

江戸の名所・名物・名店等のガイドブックですが、その末尾に、「けだ物芸仕付 湯島天神前 水右衛門」と記されているのがそれです。



『江戸鹿子』（貞享四年刊）
国立国会図書館蔵

この『江戸鹿子』は江戸の名所ガイドと買い物ガイドの性格を合わせ持つもので、大ベストセラーになります。そのため元禄三年（一六九〇）には^{ひしかわものぶ}菱川師宣の挿絵を加えた『増補江戸惣鹿子名所大全』として刊行され、さらに寛延四年（一七五二）、全面改訂版の『再訂江戸惣鹿子新增大全』が刊行されます。しかし、寛政版にはもはや水右衛門の名も、「けだ物芸仕付」の業種も

掲載されてはいません。【史料一】の元禄四年令によって、さすがに動物芸のための調教家業は廃業のやむなきに至っていたようです。

釣り愛好者の受難

【史料2】は、元禄六年（一六九三）八月、町名主らが町年寄奈良屋市右衛門方に呼び出されて仰せ渡された、趣味としての釣りを対象とする禁令です。これは釣りの世界に深く浸っている人々にとって大変つらいものだったでしょう。

江戸は釣り人にとってパラダイスともいえる都市でした。物資流通のため都市の内部まで掘割がはりめぐらされ、岡釣りスポットが無数に出現していました。また江戸湾は潮流も波も穏やかで舟釣りには最適であり、しかも大河の注ぎ込む浅海には大小の洲が形成され、絶好の釣り場となっていたのです。こうした環境に、時間に余裕のある人々が存在すれば、おのずと豊かで深い釣りの世界が形成されていきます。

長辻象平氏によれば、江戸の釣りブームは三期に分けられ、元禄以前の時期には主に武士身分の人々を中心とした第一次ブームが現出していたといえます。そこに出生されたのが生類憐み政策であり、元禄六年令でした。当然、おいそれとは引き下がれない武士も出てきます。

宝永（一七〇四―一一）の末の頃か、殺生禁断^{せししょうきんだん}Ⅱ生類憐み政策がとられていた時代のこと。釣り好きの御徒組頭愛久保弥太夫が同僚と連れ立っていつも釣りをしていたことが問題とされ、取調べを受けることになります。弥太夫が同僚に、どのように答えるかと尋ねると、彼は「自分は釣りなどしていない」と言うつもりだと言います。一方の弥太夫自身は、「私ははじめから釣りをしていたと言おう」と話し、それぞれが査問に臨みました。

まずは弥太夫の弁。

御制禁とは存じていたが、若い時から好きなことで、老後にいたってやめられず、公務の合間にはこればかりにかかりきりで楽しみ暮らしている。（生類憐み政策下、釣り針などはどうしているのかとの問い

に答えて）私は若年からこのことに熟達しており、釣り針も人の作成したものではありません、当初から自分で手作りし、今では世間で「愛久保流」といって手本にもなっているほどで、購入したことなどない。

見事な開き直りといえるでしょう。

対する同僚の方もなかなかのものです。

自分は釣りは好きではないのでしたことはない。人の言うのは「虚言」であろう。（釣ってきた魚を贈った際の自筆の書状を証拠として突きつけられると、これを嘲笑った上で）いかにも私の筆跡。しかし、ただの贈り物では珍しくないから、釣ってきた魚といい、あるいは手作りの野菜といって風趣に致しなすことは世の常である。魚店から買ってきたといって贈ったのでは身もふたもないこと。それゆえ釣ってきた魚と申した。

このように、「さわやかに」応答したといえます。結果として二人は「揚屋入^{あがりやいり}」となります。「揚屋」というのは

御家人や陪臣、僧侶などが収容される牢房のことで、小伝馬町の牢屋敷内にありました。しかし、幸いなことに間もなく將軍代替わりとなり、生類憐み政策も転換されて、二人は無事許されたといえます。その後、弥太夫はますます釣り好きに拍車がかかり、他方、同僚の方は一度釣りは好きではないといった以上、二度と竿を手にすることはなかったとか。この話を書き留めた松崎堯臣は「二人ともに柔弱ならざる人にこそ」と感嘆しています。

なお、ここで弥太夫は自分の釣り針作りを誇らしげに語っていましたが、わが国の釣りに関する文献の古典ともいえるべき「何羨録^{かせんろく}」を紹介した長辻象平氏は、その文献に記録されている三十四種類の釣り針の内、「阿久津弥太夫」とあるのがまさにそれであろうと推定されています。であるとすれば、私たちは釣り禁止令のおかげで、江戸釣りブームの初期を担った練達の釣り師に出会うことができたことになります。

ともあれ、二十四年に及んだ生類憐み政策の時代は、多くの釣り愛好者にも受難の時期をもたらし、そして過

ぎ去っていききました。

この後江戸の釣りブームは、さらに広範な人々へと広がりを見せ、一段と成熟を深めていったようです。



「中川釣鱈」の図（『江戸名所図絵』巻十九）

参考文献と引用史料

塚本 学 『生類をめぐる政治』（一九八三年、平凡社）

塚本 学 『江戸時代人と動物』（一九九五年、日本エディター

スクール出版部）

朝倉 夢声 『見世物研究』（一九七七年、思文閣出版、初版は一

九二八年、春陽堂）

永田 一脩 『江戸時代からの釣り』（一九八七年、新日本出版社）

長辻 象平 『江戸釣魚大全』（一九九六年、平凡社）

◇ ◇ ◇

壺瓢軒調和編「富士石」（『近世文学資料類従 古俳諧編三十四』

一九七六年、勉誠社）

斎藤 徳元「尤の草紙」（『日本随筆集成 第二期第六卷』一九

九四年、吉川弘文館）

「天和笑委集」（『新燕石十種 第五』一九一三年、国書刊行会）

喜多村信節「嬉遊笑覧」（『日本随筆集成別巻第七十』一九九

六年、吉川弘文館）

松崎 堯臣「窓のすさみ追加」（『温故叢書』第十編、一八八九

年、博文館）